

## ■警察庁より風営法政令改正の遵守要請

先月20日に警察庁より社団法人日本自動車旅行ホテル協会の當間会長に対し、風営法政令改正遵守の要請がありました(別紙の通り)。主に4号店の広告規制違反や4号非届け出店へのラブホテル形態での営業について違反がないようにとの要請となっています。当然のことながら、会員の皆様は法令遵守をしっかりといただき、風営法違反事業者を出さないようお願いいたします。

今後とも関係省庁との業界窓口をしっかりと担当していきたいと考えています。

## ■総会のご案内(再案内)

すでに郵送、および会報28号でもご案内がいきっており、再度のご連絡となりますが、社団法人日本自動車旅行ホテル協会の総会が5月21日に開催されます。現時点では、委任状を含めても出席者が過半数に達してなく、このままでは総会を成立させることができません。皆様のご参加をお待ちするとともに、必ず出欠の返信、および欠席をされる場合は、委任状の返信をお願いいたします。

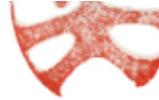
なお、前回説明不足でしたが、賛助会員の皆様には委任状の返信は必要ございません。よろしくようお願いいたします。

日時 5月21日 15:00~17:00  
(受付開始 14:30)

場所 あすか信用組合 本店営業部・7F 大会議室  
東京都新宿区歌舞伎町 2-32-9  
03-3208-5170

懇親会 日本料理 車屋 本店 17:30~19:30  
東京都新宿区歌舞伎町 2-37-1(旧新宿コマ劇場 跡地裏)  
03-3232-0301

会費 10,000円(当日会場にて集金いたします)



警察庁丁保発第47号

平成24年4月20日

社団法人日本自動車旅行ホテル協会会長 殿

警察庁生活安全局保安課長



ホテル営業及び旅館営業における法令等の遵守について（要請）

平素は、警察行政の各般にわたり御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年1月に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」といいます。）第2条第6項第4号に該当する営業（以下「ラブホテル等営業」といいます。）の範囲を拡大する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されてから1年3月余りが経過したところであります。この間、貴協会におかれては、傘下の事業者に対し、法令等の遵守について適切に御指導いただいていたものと承知しておりますが、他方で、風営法第27条第1項の届出をしないままラブホテル等営業に該当する営業を営み、風営法違反で検挙される事例も見られるところであります。

貴協会におかれては、一部の事業者において違法な行為が行われている現状に御理解をいただき、

- 風営法第27条第1項の届出をしてラブホテル等営業を営んでいるホテルについては、広告宣伝の規制、18歳未満の者の立ち入らせ禁止その他の風営法の規定を遵守すること
- 風営法第27条第1項の届出をしていないホテル等については、ラブホテル等営業に該当する形態（フロント業務を行わず、かつ、客室内に自動精算機を設置している場合等）で営業を営むことのないようにすること

等、法令等を遵守した営業について、改めて貴協会傘下の事業者に御指導いただくようお願い申し上げます。